

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 市民協働をもっと推進し身近に感じられるようにするために

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市は自治基本条例を制定し、参加や協働を通じて市民自治のまちづくりを進めています。同条例第 3 条第 1 項第 6 号に協働の定義として「市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。」とあります。また第 12 条第 2 項には協働の項目として「市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。」とあります。

行政の力だけではできないことを解決、実現するためには市、市民、市民団体が対等な立場で協働して取り組むことが不可欠です。生活者ネットワークは市民自治を目指し、地域の暮らしを豊かにするために協働の推進を提案し続けてきました。

今年度小平市協働の推進に関する指針を改定するにあたり、市民との意見交換会や庁内の検討委員会が行われました。今なぜ協働の推進に関する指針を見直すのでしょうか。見えてきた課題を明らかにするとともに、協働の考え方について市と市民の間に認識の違いがなかったか、検証する必要があります。

市民自治を目指すためには欠かせない協働の取り組みが、後退することがあってはならないという思いをもとに以下質問します。

- 1、市が協働を推進する理由についてお示ください。
- 2、小平市協働の推進に関する指針を見直す理由と、見直しの内容の方向性についてお示ください。
- 3、協働とボランティアの違いについてのご見解をお示ください。
- 4、今年度いきいき協働事業の募集がなかった理由をお示ください。
- 5、市民提案型の協働事業を推進する考えがあるか、見解をお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

平成 30 年 11 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【           】

26	25	24	23

-(        /        )